

第3回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年8月21日(月) 午後4時から午後5時

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫			
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子	
	3番	福田英一	4番	君島道夫	
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一	
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男	
	9番	平久井順一	10番	大森克則	
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫	
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正	

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明願いに係る意見決定について
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 治良
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦勞さまです。本總會の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので總會は成立いたします。

それでは、ただいまから第3回矢板市農業委員会總會を開催します。

議長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、2番鈴木委員、12番町野委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、2番鈴木委員、12番町野委員を議事録署名委員といたします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の1ページをご覧下さい。(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第2班、班長14番渡邊浩正委員にお願いします。

14番渡邊浩正委員

14番の渡邊です。本日午前9時30分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条を2件、農地法第5条を5件、非農地を1件、計8件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたが、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、4番君島委員にお願いします。

4番君島委員

4番の君島です。現地案内図の1ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

農地法3条で親子間の贈与が目的ということで、何ら問題はないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議長 次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、6番阿久津委員にお願いします。

6番阿久津委員

6番の阿久津です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

こちら農地法3条で経営拡大が目的です。親戚間の売買で何ら問題ないと見て参りましたが、ご審議をお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第2号について、質疑意見等を求めます。

9番平久井委員

9番平久井です。議案第2号についてですが、地目と現況とが違うのは、生産調整上問題ないのですか。

事務局

登記簿でそうなっているので、致し方ないと考えます。

8番佐藤委員

8番佐藤です。上伊佐野地区は地目が畑で、現況が田であったり、公図にない筆があったりする事が多い地域なので、致し方ないのではないのでしょうか。

5番石塚委員

5番石塚です。認めた後にすぐ地目変更することは可能なのでしょうか。

事務局

課税上の違いがでてきますので、税務課で手続きができ次第、固定資産税と台帳の修正を行うことは可能です。

議長

他にございませんか。では、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします

続いて、付議事件(3) 議案第3号から第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、6番阿久津委員にお願いします。

6番阿久津委員

6番の阿久津です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

平成17年3月に市の環境課にて墓地設置の許可を得ております。

その後転用許可も得る予定でしたが、申請がされておられませんでした。
12年前ですので、現地には墓地がいくつか建っており、今回始末書が提出されております。やむを得ないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長 次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、13番齋藤委員をお願いします。

13番齋藤委員 13番齋藤です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この場所は区画整理地内で店舗用地であれば問題ないと見て参りましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長 次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊委員をお願いします。

14番渡邊委員 14番渡邊です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この場所は地籍調査で杭が打っており、贈与のためやむを得ないと見て参りました。皆様の審議をお願いします。

議 長 次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、13番齋藤委員をお願いします。

13番齋藤委員 13番齋藤です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本来ならば一種農地なのですが、この場所は周りとの高低差が4メートルくらいあり、分断用件をみたすので二種農地として見なすべきであり、やむを得ないと見て参りました。ご審議をお願いします。

議 長 次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊委員をお願いします。

14番渡邊委員 14番渡邊です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

二種農地で許可基準を満たしているためやむを得ないと見て参りましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

8番佐藤委員 8番佐藤です。4番の議案ですが、具体的に何ができるのですか。

事務局 ドラッグストアです。

1番渡邊好雄委員 1番渡邊です。7番の議案ですが、売買終了後どうなるのですか。

事務局 譲受人が、事業を行う資金計画を提出していますので、許可後は事業を行うと思われま。

5番石塚委員 5番石塚です。前回の議案で出た乙畑の件と関連性はありますか。

事務局 全く関係ありませんが、太陽光の問い合わせは乙畑地区が多いです。

議長 他にございませんか。では、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議ありませんの声有り)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
続きまして、付議事件(4) 非農地証明願いに係る意見決定について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の3ページをご覧ください。(議案書により説明)

議長 ありがとうございます。次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、4番君島委員にお願いします。

4番君島委員 4番の君島です。現地案内図の8ページをご覧ください。
【申請地の位置を説明】
この場所は昭和45年から既に宅地の一部として使用しておりますので何ら問題ないと見て参りました。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第8号について、これより質疑に入ります。当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。
(ありませんの声有り)

議長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。
(異議ありませんの声有り)

議長 それでは、議案第8号について原案のとおり決定いたします。
続きまして、付議事件(5) 議案第9号 農用地利用集積計画に係る意見決定を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の4ページをご覧ください。
【議案第9号を議案書をもとに朗読】

- 議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第9号について、質疑・意見等がございましたらお受け
します。
- (質問、意見なし)
- 議 長 議案第9号について、原案のとおり決定してよろしいですか。
- (異議ありませんの声有り)
- 議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
続きまして、付議事件(5) 議案第10号 農地利用集積計画に係
る意見聴取についてを議題に供します。ここで、農業委員会等に関す
る法律第31条第1項により、8番佐藤委員の退室を求めます。
- (佐藤委員退室)
- 議 長 では、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 それでは、議案書の5ページをご覧ください。
【議案第10号を議案書をもとに朗読】
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第10号について、質疑・意見等がございましたら
お受けします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 議案第10号について、原案のとおり決定してよろしいですか。
- (異議ありませんの声有り)
- 議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第10号が終了しましたので、8番佐藤委員の入室を求めます。
- (佐藤委員入室)
- 以上で、本日の審議事項を終了することができました。
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 ・先進地視察研修について、平成21年度以降の視察場所をまとめま
した。今年度の視察地で候補がある方は今月中にご連絡下さい。
・農業委員会だよりに掲載する文章を来月までに書いて提出ください。
- 議 長 それでは以上を持ちまして、第3回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 八木澤寛夫

議事録署名委員 田野位夫

議事録署名委員 鈴木英子